

佐賀県告示第 93 号

車両制限令（昭和 36 年政令第 265 号）第 3 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が 4.1 メートルである道路を次のとおり指定し、及び解除するとともに、同令第 10 条第 1 項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが 3.8 メートルを超え 4.1 メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定め、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

令和 5 年 3 月 31 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 指定する道路の路線名及び区間

道路の種類及び 路線名	区間
一般国道 264 号	佐賀市成章町 171 番 1 地先から 佐賀市与賀町 143 番 3 地先まで
一般国道 444 号	佐賀市川副町大字早津江字二本谷 1407 番地先から 佐賀市諸富町大字諸富津字一本杉五 242 番 1 地先まで
一般国道 498 号	武雄市北方町大字大崎字面戸町 1284 番 1 地先から 武雄市朝日町大字中野字中小路 10263 番 11 地先まで
県道 諸富西島線	佐賀市諸富町大字徳富字上大津 1621 番 6 地先から 佐賀市諸富町大字徳富字徳富 1077 番 5 地先まで
県道 唐津呼子線	唐津市神田字長サ作 2239 番 7 地先から 唐津市西唐津二丁目 6372 番 1 地先まで
県道 佐賀外環状線	神埼市千代田町餘江字西三本松 1476 番 5 地先から 佐賀市諸富町大字諸富津字四本松十一 2 番 1 地先まで
県道 唐津港線	唐津市海岸通 7182 番 114 地先から 唐津市西唐津三丁目 6868 番 1 地先まで
県道 上伊万里停車場 線	伊万里市大坪町字堂ノ前丙 2044 番 1 地先から 伊万里市大坪町字堂ノ前丙 2071 番 1 地先まで
県道 塩屋大曲線	伊万里市南波多町古里字後口谷 4287 番 1 地先から 伊万里市南波多町古里字後口谷 4372 番 1 地先まで
	伊万里市南波多町谷口字立山 283 番 1 地先から 伊万里市南波多町古里字後口谷 4364 番 1 地先まで
県道 虹の松原線	唐津市坊主町 473 番 4 地先から 唐津市東町 1 番 1 地先まで

2 解除する道路の路線名及び区間

道路の種類及び 路線名	区間
県道 唐津港線	唐津市西唐津三丁目 6868 番 1 地先から 唐津市西唐津三丁目 6837 番 2 地先まで

3 通行方法

1 の道路を通行する高さが 3.8 メートルを超え 4.1 メートル以下の車両は次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識、樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法 0.23 メートル以上、縦寸法 0.12 メートル以上（又は横寸法 0.12 メートル以上、縦寸法 0.23 メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上、走行すること。